

入札公告

分任契約担当官  
陸上自衛隊立川駐屯地  
第431会計隊長 稲福 良

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

| グループ | 件名                  | 規格・数量・単位  | 納期        | 納地        |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| A    | 水中ポンプほか28件          | 別紙内訳書のとおり | 令和6年6月28日 | 立川・東立川駐屯地 |
| B    | トナーカートリッジ シアンほか3件   | 別紙内訳書のとおり | 令和6年6月28日 | 東立川駐屯地    |
| C    | テープのりピットパワーD本体ほか23件 | 別紙内訳書のとおり | 令和6年6月28日 | 立川・東立川駐屯地 |
| D    | ゴム栓ほか23件            | 別紙内訳書のとおり | 令和6年6月28日 | 立川・東立川駐屯地 |
| E    | ユニットヒーターほか1件        | 別紙内訳書のとおり | 令和6年9月30日 | 立川駐屯地     |

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年・5年・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了し、かつ有資格者と認定され、格付が「物品の販売」の等級が「D」以上であり、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認める場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊立川駐屯地 第431会計隊 事務室及び東部方面会計隊HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 競争執行の場所及び日時

陸上自衛隊立川駐屯地 会計隊入札室 令和6年5月24日（金） 10時00分

5 落札決定

- (1) 総額（グループ別）により決定する。
- (2) 総額（グループ別）が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10%（軽減税率対象品目については8%）相当額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかどうかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金等：入札保証金および契約保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 違約金：契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 履行遅延賠償：履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電報、電話、FAXによる入札
- (4) 指定した時間までに到着しなかった入札（発送者の責により到着の確認を実施すること）
- (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

## 8 契約書の作成の要否

作成する。ただし、会計法第29条の8但し書きに該当する場合は作成を省略できるものとする。

## 9 契約条項

- (1) 物品売買契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

## 10 その他

- (1) 入札書を郵送する場合は送付される封筒に必ず「入札日・件名・入札書在中」の記載をし、会計隊契約班に**令和6年5月23日(木) 16時00分**必着とする。  
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡し、発送者の責により到着の有無について確認すること。なお、発送の際に公告に示す必着の日時に到着する処置を講じること。
- (2) 初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。  
ア 日時：**令和6年5月28日(火) 15時30分(郵便入札等締切日時：令和6年5月28日(火) 15時00分)**  
イ 場所：陸上自衛隊立川駐屯地 会計隊入札室
- (3) 登録業者は、資格審査結果通知書(写)を入札開始までに提出すること。
- (4) 代表者以外の方による入札の場合は委任状を提出すること。
- (5) 同等品による場合は、「同等品申請書」を**令和6年5月21日(火) 16時00分**までに会計隊へ提出すること。
- (6) 入札及び契約事項に関する問合せ先

〒190-8501 東京都立川市緑町5 陸上自衛隊立川駐屯地第431会計隊契約班

TEL 042-524-9321 内線347 FAX 内線344 (担当：星)